

熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本市健軍文化ホールの設置目的に基づき、音楽・美術・演劇・伝統芸能の分野において、舞台芸術活動を行う団体又は個人に対し、事業にかかる費用の一部を助成することにより、当該団体及び個人の発表機会の充実と育成を図り、多くの熊本市民(以下「市民」という。)に鑑賞する機会を提供することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 熊本市に居住すること。
- (2) 団体の事務局の住所が熊本市内であること。
- (3) 舞台芸術活動の場が主として熊本市内であること。
- (4) 活動の場が熊本市外であっても、市民が多数その芸術文化等を享受する場合はこの限りでない。

(助成対象事業)

第3条 対象となる事業は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するもの。

- (1) 優れた舞台芸術の鑑賞機会を広く市民に提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの。
- (2) 発表・公演内容等が創造的であり、市民が優れた文化に触れることができるもの。
- (3) 活動する個人又は団体の今後の成長・発展が期待できるもの。
- (4) 活動する個人又は団体が自ら企画し、出演し、作品を発表するもので、市民にわかりやすい内容であるもの。
- (5) その他、市民の文化振興に寄与と思われるもので、助成の対象としてふさわしいもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動は、この要綱による助成の対象としない。

- (1) 興業その他営利を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- (3) 特定企業の広報・宣伝活動を伴うもの
- (4) チャリティー事業等で寄附行為を行うもの
- (5) 学校関連行事（文化祭、定期演奏会など）、カルチャー教室等の発表会等で、活動団体内部の親睦的色彩の濃いもの
- (6) その他内容が助成にふさわしくないと認められるもの

（助成額）

第4条 助成額は、1件につき5万円を限度とする。

（助成の申込み）

第5条 申請は助成対象者が行うものとし、熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成金交付申請書（様式第1号）に定める必要書類を添えて、別に定める期間内に所長に提出しなければならない。

2 同一の団体又は個人が同一年度内に助成を受けられる事業は、1事業とする。

（助成事業の決定）

第6条 前条の規定により提出された申請内容を、熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）で審査し、所長が決定する。

なお、対象となった団体等に対しては、熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成金交付決定通知書（様式第2号）にて通知する。

2 審査委員会の設置、その他必要な事項は別に定める。

（助成金の請求）

第7条 熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成金交付決定通知書(様式第2号)に基づき、通知を受けた申請者は、申請内容に基づき、適正に完了したことを証する書類等を添え、熊本市健軍文化ホール芸術文化団体等助成金請求書(様式第3号)にて所長に請求するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。